

◎ 附 録

1 昭和47～平成7年度催物展開催状況

年度	展 覧 会 名	期 間	会 場	摘 要
S47	鳥取県の民俗年中行事写真展	48. 3. 3～ 3.25	第 2 展 示 室	
48	博物館美術資料館蔵品展	48. 7.31～ 8.19	第 3 展 示 室	
49	日 本 の 野 鳥 展	49. 5.21～ 6. 9	〃	
	大 工 道 具 展	50. 3.15～ 3.30	〃	
50	日 本 の 野 鳥 展	50. 4.26～ 5. 9	〃	
	美 術 収 蔵 品 展	50. 6.17～ 7.13	〃	
	空から見た郷土写真展	50. 9.13～ 9.24	第 2 展 示 室	
	島 田 元 旦 展	51. 2.24～ 3.21	第 3 展 示 室	
	因 伯 の 古 絵 図 展	51. 3.27～ 4.11	〃	
51	郷土に伝わる仏画展	51. 6.22～ 7.11	〃	
	博物館資料鉱物展	51. 7.27～ 8.18	〃	
	発掘展因伯の古代を掘る	51. 8.24～ 9.12	〃	
	失われた漁具展	51.11.14～11.28	〃	
	公募科学写真展	52. 3.13～ 3.27	第 2 展 示 室	
52	日本列島の野鳥展	52. 5.28～ 6.19	第 3 展 示 室	
	冬 の 民 具 展	52.11.12～11.27	〃	
53	山陰海岸の生物展	53. 5.27～ 6.18	〃	
	美術資料館蔵品展	53. 6.22～ 7. 9	第1・第3展示室	
	秋のキノコ展	53.11.11～12. 3	第 3 展 示 室	
	民俗行事写真展	54. 3.10～ 3.25	〃	
54	発掘資料展 -秋里遺跡を掘る-	54. 6. 1～ 6.15	〃	
	古文書と古地図展	54. 6.23～ 7. 8	〃	
	石谷美術コレクション展	55. 1. 8～ 1.27	第1・第2・ 第3展示室	
	空からみた郷土写真展	55. 3. 1～ 3.16	第 2 展 示 室	
	アインシュタイン 生誕100年記念写真展	55. 3. 1～ 3.16	第 3 展 示 室	京都ドイツ文化センター共催、 鳥取大学協賛
55	古 文 書 展	55. 7.13～ 7.20	〃	
	自 然 資 料 展	55. 8. 2～ 8.13	〃	
	旧鳥取駅資料展	56. 3. 7～ 3.22	〃	
56	シカゴ・ランドフォールプレス版画展	56. 6.16～ 6.28	〃	
57	自 然 資 料 展	57. 7.17～ 7.13	〃	
	館 蔵 美 術 資 料 展	57.11. 3～11.23	第 1 展 示 室	
	鳥 取 城	58. 3.20～ 4. 3	第 3 展 示 室	
58	前 田 寛 治 展	58. 4. 9～ 6.26	〃	
	堀 家 資 料 展	58.11. 1～11.20	〃	
59	生 駒 標 本 展	59. 8. 7～ 8.30	〃	
	空からみた郷土写真展	60. 3. 1～ 3.17	第 2 展 示 室	
60	近世のやきものとぬりもの展	60. 6.18～ 6.30	第 1 展 示 室	
	中 島 菜 刀 展	60. 9. 3～ 9.16	第1・第3展示室	

年度	展 覧 会 名	期 間	会 場	摘 要
61	自 然 資 料 展	61. 8. 1～ 8.28	第 2 展 示 室	
	因 伯 の 古 地 図 展	62. 3. 8～ 4.19	第 1 展 示 室	
62	考 古 資 料 展	62.10.21～11.15	第 3 展 示 室	
	尾 崎 梯 之 助 遺 作 展	62.10.31～11.11	第1・第2展示室	
63	自 然 標 本 展	63. 7.27～ 8.21	第 2 展 示 室	
	君 野 コ レ ク シ ョ ン 展	63. 8. 7～ 8.21	第1・第3展示室	
	第31回日本伝統工芸中国支部展	63. 9.18～ 9.25	第 3 展 示 室	日本工芸会中国支部ほか共催
	絵 馬 と 信 仰 展	63.11.15～12. 4	”	
	橋 本 興 家 版 画 展	1. 3.11～ 4.16	第1・第3展示室	
H1	オ ラ ン ダ 現 代 美 術 展	1. 4.23～ 5. 7	第 2 展 示 室	オランダ・トットリ現代美術 交流展実行委員会ほか共催
	因・伯と但馬の襖絵展	1. 7. 8～ 7.30	第 3 展 示 室	
	空から見た郷土のすがた展	1.11.16～12.13	第 2 展 示 室	
2	第33回日本伝統工芸中国支部展	2. 9.22～ 9.30	第 3 展 示 室	日本工芸会中国支部ほか共催
	川と池の自然とくらし	2.11.23～12.16	第 2 展 示 室	
3	山 地 の 自 然 と く ら し	3.12.4～4.1.19	”	
4	身 近 な 鳥 ・ 珍 し い 鳥	4. 5. 2～ 5.17	第 1 展 示 室	
	池 田 光 仲 展	4. 7. 1～ 7.12	第 3 展 示 室	
	第35回日本伝統工芸中国支部展	4. 7. 2～ 7. 8	第 1 展 示 室	日本工芸会中国支部ほか共催
	海 岸 地 域 の 自 然 と く ら し	4.11.19～12.13	第 3 展 示 室	
	安 富 コ レ ク シ ョ ン 展 I ～江戸時代の絵画～	5. 2.13～ 3. 7	”	
5	夭折の画家前田寛治と 異色の彫刻家辻啓堂	5. 4.25～ 5.30	第1・第2展示室	
	色 彩 に 託 す 心 ～画家伊谷賢蔵と尾崎梯之助～	5.12.16～6.1.23	第 1 展 示 室	
	安 富 コ レ ク シ ョ ン 展 II ～考古資料・工芸資料～	6. 2.15～ 3.13	”	
6	空から見た郷土のすがた	6. 6.14～ 7. 3	第 2 展 示 室	
	鳥 たち の 世 界	6. 7.22～ 8.21	第 1 展 示 室	
	山 本 兼 文 遺 作 展 ～描き・彫り・刻みつづけた半世紀～	6. 8. 2～ 8.15	第 2 展 示 室	
	安 富 コ レ ク シ ョ ン 展 III	7. 2.14～ 3.12	第1・第2展示室	
7	～信仰の造形～郷土に伝わる仏画展	7. 4.22～ 5.21	第 3 展 示 室	
	因 伯 の 古 地 図	7. 4.28～ 5.21	第 1 展 示 室	
	戦 後 50 年 ・ 戦 争 と 美 術	7. 7.20～ 8.20	第 3 展 示 室	
	安 富 コ レ ク シ ョ ン 総 合 展	8. 2.10～ 3.10	第 1 展 示 室	

## 2 昭和47年～平成7年度利用統計

区分 年度	常設展			特別展			普及活動		研究 相談	小計	許可利用		合計				
	小・中学生	高校生	一般	計	小・中学生	高校生	一般	計			展示室	講堂 会議室					
	個人	団体	計	個人	団体	計	個人	団体	計	個人	団体	計					
47年度 (148日)	16,804 23,831 計	4,231 4,714 8,945	44,662 6,947 51,609	65,697 35,492 101,189	開館記念 郷土美術名作展 (10.1～10.22)	(28,563)	(6,437)	(28,213)	(63,213)	1,686	83	405	103,363	32,954	1,431	34,385	137,748
48年度 (306日)	10,083 14,289 計	2,109 214 2,323	23,891 5,137 29,028	36,083 19,640 55,723	第4回日展 (4.7～4.29) 日本伝統工芸秀作展 (5.8～5.21) 郷土美術展 世界の傑作展 (9.30～10.21)	9,072	6,148	15,126	30,346	1,700	608	1,251	106,861	58,311	4,009	62,320	169,181
49年度 (307日)	8,858 12,967 計	1,539 582 2,121	21,225 5,263 26,508	31,622 18,832 50,454	前田寛治とその仲間展 (4.28～5.19) 人類の進化と旧石器展 (7.28～8.26) 日本近世の美術工芸展 (10.13～11.4)	2,804	1,631	3,666	8,101	2,855	621	1,249	84,309	56,738	3,603	60,341	144,650
50年度 (310日)	8,594 11,246 計	1,430 1,287 2,717	22,815 5,362 28,177	32,839 17,895 50,734	郷土名刀展 (5.11～6.1) 鳥取の明治風俗展 (8.2～8.31) 鉄 (10.18～11.9)	745	255	3,092	4,092	2,975	755	983	77,527	23,212	2,904	26,116	103,643
51年度 (311日)	7,097 10,102 計	1,088 274 1,362	18,097 7,157 25,254	26,282 17,533 43,815	世界の鳥展 (4.16～5.30) 松方コレクション展 (10.9～11.7)	11,047	1,932	10,369	23,348	2,231	618	1,098	123,406	83,822	4,803	88,625	212,031

区分 年度	常設展				特 別 展				普及活動		研究 相談	小計	許可利用			合計
	小・中学生	高校生	一般	計	展覧会名	小・中学生	高校生	一般	計	館内			館外	展示室	講堂	
52年度 (314日)	個人	6,633	1,072	21,001	28,706	第8回日展 (4.29~5.19)	6,219	2,557	13,035	21,811	人	人	人	人	人	114,720
	団体	9,983	1,443	5,606	17,032	文化庁買上 優秀美術作品展 (8.6~8.26)	1,338	339	3,454	5,131	973	984	5,425	13,019	114,720	
	計	16,616	2,515	26,607	45,738	失われた生物展 (10.8~11.6)	16,233	1,604	7,746	25,583	24,235	7,594	7,594	13,019		
53年度 (312日)	個人	6,885	1,062	22,959	30,906	近代日本画名作展 (4.29~5.21)	4,064	1,519	6,585	12,168					126,878	
	団体	11,454	1,974	6,629	20,057	世界の現代陶芸展 (7.20~8.17)	782	360	2,091	3,233	2,008	1,150	6,600	44,214		126,878
	計	18,339	3,036	29,588	50,963	縄文の文化展 (10.7~11.5)	6,793	1,085	3,839	11,717	27,118	37,614	6,600	44,214		
54年度 (312日)	個人	6,676	924	25,049	32,649	山陰の仏教美術展 (4.28~5.20)	2,741	671	5,636	9,048					167,365	
	団体	10,412	1,331	7,607	19,350	科学者レオナルド・ダ・ヴィンチ展 (8.4~8.26)	4,459	656	5,380	10,495						167,365
	計	17,088	2,255	32,656	51,999	日本海100万年展 (10.6~11.4)	8,744	775	4,624	14,143	2,576	545	7,918	73,321		
55年度 (309日)	個人	7,768	919	22,776	31,463	現代美術選抜展 (12.8~12.22)	17,074	2,557	17,811	37,442					115,055	
	団体	10,135	2,927	4,970	18,032	日本の人形文化展 (4.26~5.25)	2,504	442	3,980	6,926						115,055
	計	17,903	3,846	27,746	49,495	第11回日展 (6.14~7.6)	2,390	742	9,170	12,302	850	456	4,729	37,086		
56年度 (309日)	個人	10,674	959	26,525	38,158	関西洋画の名作展 (10.18~11.9)	7,864	1,679	16,213	25,756					144,625	
	団体	13,210	1,885	5,831	20,926	近世の衣裳美術展 (4.25~5.17)	960	537	3,566	5,063						144,625
	計	23,884	2,844	32,356	59,084	鳥取県100周年展 (9.12~9.27・10.4~ 10.11・10.21~10.28)	20,346	552	12,049	32,947	800	1,012	4,000	34,606		
						日本の美術展 (10.25~11.15)	4,315	961	4,246	9,522					144,625	
						計	25,621	2,050	19,861	47,532						144,625

区分 年度	常設展			特 別			展 展			普及活動		研究 相談	小 計	許 可 利 用			合 計
	小・中学生 個人	高校生	一 般	小・中学生	高校生	一 般	計	館内	館外	展示室	講義 委員室			計	人	人	
57年度 (297日)	個人	7,142	20,152	27,919	10,117	583	7,731	18,431	人	人	人	人	人	人	人	人	
	団体	7,078	4,180	12,316	655	70	3,542	4,267	879	551	1,352	73,884	26,760	5,850	32,610	106,494	
	計	14,220	24,332	40,235	14,177	1,147	15,543	30,867									
58年度 (298日)	個人	4,641	15,817	20,908	7,120	130	3,106	10,356									
	団体	7,914	3,783	13,029	3,966	218	3,921	8,105	(3,110)	3,656	936	63,316	20,186	5,980	26,166	89,482	
	計	12,555	19,600	33,937	14,015	763	9,450	24,228									
59年度 (306日)	個人	5,134	17,227	22,939	7,519	292	3,266	11,077									
	団体	5,878	3,953	10,477	231	278	1,592	2,101	(2,115)	2,785	1,057	59,884	11,636	6,435	18,071	77,955	
	計	11,012	21,180	33,416	11,747	854	9,177	21,778									
60年度 (301日)	個人	4,957	21,486	27,085	1,412	197	3,206	4,815									
	団体	5,594	4,344	10,791	6,238	146	6,083	12,467	(2,562)	2,820	1,117	60,030	28,773	5,240	34,013	94,043	
	計	10,551	25,830	37,876	7,650	343	9,289	17,282									
61年度 (303日)	個人	5,550	22,631	28,802	4,035	465	7,386	11,856									
	団体	6,166	5,332	12,437	2,961	756	4,724	8,441	(4,170)	4,501	1,211	68,727	35,379	6,020	41,399	110,126	
	計	11,716	27,963	41,239	6,996	1,221	12,110	20,327									

区 分	常 設 展			特 別 展			普及活動		研究 相 談	小 計	許 可 利 用			合 計
	展 覽 會 名			計	普 及 活 動		許 可 利 用	許 可 利 用			許 可 利 用			
	小・中学生	高校生	一 般		館 内	館 外						展 示 室	講 堂	
年 度	個人	4,960	562	23,181	28,703	人	狩 野 派 の 名 宝 展 (4.25~5.24)	611	6,695	8,874	人	人	人	人
62 年 度 (305日)	団体	7,335	954	9,091	17,380	人	恐 竜 と 鳥 獣 の 歴 史 展 (8.1~8.30)	258	9,813	18,377	(4,959)	人	人	人
	計	12,295	1,516	32,272	46,083	人	開 港 へ の 序 曲 展 (9.6~9.23)	142	3,612	6,147	21,757	8,936	30,693	114,205
							計	1,011	20,120	33,398				
63 年 度 (301日)	個人	7,976	750	30,344	39,070	人	近 代 版 画 の あ げ げ の 展 (4.23~5.22)	42	2,166	3,787	(1,952)			
	団体	5,583	841	8,091	14,515	人	く ら し を 支 え る 匠 の 世 界 展 (10.7~11.6)	120	3,140	6,386	33,827	9,178	43,005	115,547
	計	13,559	1,591	38,435	53,585	人	計	162	5,306	10,173				
元 年 度 (306日)	個人	5,303	702	27,969	33,974	人	山 陰 の 海 展 (7.28~8.27)	155	4,757	7,866	(1,664)			
	団体	8,720	807	9,123	18,650	人	現 代 美 術 の 創 造 者 た ち 展 (10.10~11.9)	87	2,728	4,957	28,743	11,010	39,753	122,599
	計	14,023	1,509	37,092	52,624	人	計	242	7,485	12,823				
2 年 度 (304日)	個人	5,011	700	25,818	31,529	人	濱 田 台 兒 展 (4.28~5.20)	77	3,626	4,318				
	団体	6,002	677	6,722	13,401	人	串 弥 呼 の 時 代 を さ ぐ る 展 (7.27~8.26)	244	5,743	8,873	(3,100)			
	計	11,013	1,377	32,540	44,930	人	石 橋 美 術 館 名 品 展 (10.5~11.4)	129	5,547	8,121	36,522	9,224	45,746	122,169
							計	450	14,916	21,312				
3 年 度 (305日)	個人	4,534	702	27,667	32,903	人	マン モ ス と 人 類 の 時 代 展 (7.28~8.25)	356	10,470	18,321				
	団体	6,790	1,106	7,139	15,035	人	谷 文 景 と そ の 周 辺 の 画 家 た ち 展 (10.5~11.4)	13	3,278	4,597	45,397	9,744	55,141	134,800
	計	11,324	1,808	34,806	47,938	人	計	369	13,748	22,918				

区分 年度	常設展			特 別			展 覧			普及活動		研究 相 談	小 計	許 可 利 用		合 計
	小・中学生 個人 団体 計	高校生	一 般	計	展 覽 会 名	小・中学生 個人 団体 計	高 校 生	一 般	計	館 内	館 外			展 示 室	講 堂 議 室	
4 年 度 (298日)	個人	4,832	627	27,314	32,773	人				人		人		人		人
	団体	5,757	992	6,020	12,769	ま っ ぽ り ・ 獅 子 と 龍 ( 7.24 ~ 8.23 )	90	2,847	4,033	人		人		人		人
	計	10,589	1,619	33,334	45,542	近 代 の 日 本 画 ( 10. 9 ~ 11. 8 )	35	3,882	5,013	( 3,550 )	3,698	45,683	8,910	54,593	115,277	
5 年 度 (303日)	個人	4,836	679	26,943	32,458	人				人						
	団体	6,276	628	5,710	12,614	大 海 獣 ( 7.30 ~ 8.29 )	233	6,625	10,716	( 5,415 )						
	計	11,112	1,307	32,653	45,072	工 芸 美 術 の 華 ( 10. 9 ~ 11. 8 )	12	2,257	2,934	5,616	1,101	43,970	6,905	50,875	117,338	
6 年 度 (307日)	個人	3,343	477	20,296	24,116	人				人						
	団体	7,193	224	4,701	12,118	水 木 し げ る と 日 本 の 妖 怪 ( 4.23 ~ 5.22 )	241	8,558	12,615	( 2,180 )						
	計	10,536	701	24,997	36,234	明 治 維 新 と 鳥 取 ( 10. 7 ~ 11. 6 )	43	3,913	6,374	2,305	829	31,633	4,767	36,400	95,619	
7 年 度 (305日)	個人	3,010	480	20,626	24,116	人				人						
	団体	3,607	364	4,582	8,553	生 命 40 歳 年 の あ ゆ み ( 7.28 ~ 8.27 )	204	6,929	11,802	( 1,466 )						
	計	6,617	844	25,208	32,669	生 誕 100 年 記 念 ・ 聖 見 勝 蔵 ( 10. 6 ~ 11. 5 )	40	1,546	1,660	1,626	931	28,764	4,425	33,189	83,257	

(1) 普及活動・館外欄の( )は巡回展入場者数で内訳  
(2) 許可利用・展示室欄の( )は共他展入場者数で内訳

### 3 条例・規則

○鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年7月7日鳥取県条例第29号）

（目 的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、鳥取県立博物館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

（設 置）

第2条 県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、鳥取県立博物館（以下「博物館」という。）を鳥取市に設置す。

（利用の許可）

第3条 博物館を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

（使用料の徴収）

第4条 博物館の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

（使用料の減免）

第5条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

（教育委員会規則への委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

（以下附則省略）

別 表（第4条関係）（平成 4. 4. 1 施行）

1 入 館 料

区 分		金 額	
		通常展示	特別展示
個 人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	60円
	高等学校の生徒	1人1回につき	90円
	学生又は一般人	1人1回につき	180円
団 体 (20人以上のものに限る。)	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	50円
	高等学校の生徒	1人1回につき	70円
	学生又は一般人	1人1回につき	150円

1人1回につき1,000円をこえない範囲内で教育委員会が定める額



## 2 展示室等使用料

区 分	金 額
第 1 展 示 室	1 日につき 21,100円 半日につき 10,600円
第 2 展 示 室	1 日につき 21,100円 半日につき 10,600円
第 3 展 示 室	1 日につき 16,480円 半日につき 8,240円
講 堂	1 日につき 8,440円 半日につき 4,220円
会 議 室	1 時間につき 430円

### 備 考

- 1 この表中「1日」とは午前9時から午後5時までをいい、「半日」とは午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までをいう。
- 2 暖房又は冷房をしたときは、この表に定める使用料の額に当該額の2割に相当する額を加算する。

### ○鳥取県立博物館協議会に関する条例（昭和33年4月1日鳥取県条例第16号）

最終改正 昭和59年10月9日条例第28号

#### （設 置）

第1条 博物館法（昭和26年法律第285号）第22条の規定に基き、鳥取県立博物館に鳥取県立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とする。

#### （任 期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### （解 任）

第4条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中であってもこれを解任することができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年3月30日条例第22号）抄

#### （施 行 期 日）

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

### ○鳥取県美術品取得基金条例（昭和54年3月16日鳥取県条例第2号）

#### （目 的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、鳥取県美術品取得基金の設置及び管理に関する事項を定めることを目的とする。

#### （設 置）

第2条 美術品の取得に要する経費に充てるため、鳥取県美術品取得基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻し方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○鳥取県立博物館の管理運営に関する規則（昭和47年9月29日鳥取県教育委員会規則第7号）

（最終改正 平成8年3月22日鳥取県教育委員会規則第7号）

(目的)

第1条 この規則は、鳥取県立博物館（以下「博物館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(内部組織及び分掌事務)

第2条 博物館に、次の表の上欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ当該下欄に掲げる係を置く。

管 理 課	庶務係・設備係
学 芸 課	自然係・美術係・人文係

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管 理 課

- (1) 博物館の施設の管理に関すること。
- (2) 博物館協議会に関すること。
- (3) 庶務に関すること。
- (4) その他他課の所掌に属しないこと。

学 芸 課

- (1) 博物館資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 博物館資料の利用の指導、助言及び普及に関すること。
- (3) 博物館資料の調査研究に関すること。
- (4) その他博物館の事業に関すること。

(係の分掌事務)

第3条 係の分掌事務は、館長が定め、教育長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(職 制)

第4条 博物館に館長を、課及び係にそれぞれの長を置く。

- 2 前項の長の職務を補佐させ、及び長に事故がある場合はその職務を代行させるため必要があると認めるときは、博物館に次長を、課に課長補佐を置くことができる。

(職員の種類)

第5条 博物館の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）の種類は、事務職員及び技術職員とする。

(職員の職)

第6条 博物館の職員の職は、別表のとおりとする。

(職員の分担事務)

第7条 職員の分担事務は、館長が定め、教育長に報告しなければならない。

(開館時間)

第8条 博物館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会は、特に必要があれば認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

- 2 教育委員会は、前項ただし書の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

(休館日)

第9条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、その翌日（その日が休日である場合を除く。））
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日の翌日（その日が日曜日又は休日である場合を除く。）
- (3) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

3 前条第2項の規定は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。

(利用の許可の申込み等)

第10条 博物館の展示室、講堂及び会議室（以下「展示室等」という。）を利用しようとする者は、様式第1号による許可申込書を教育委員会に提出しなければならない。

2 博物館に入館して博物館資料を観覧しようとする者の利用の許可の申込みについては、教育委員会が別に定めるところによる。

3 教育委員会は、博物館の利用を許可したときは、展示室等を利用する者に対しては様式第2号による利用許可書を、博物館に入館して博物館資料を観覧する者に対しては様式第3号による入館券を交付するものとする。

(行為の制限等)

第11条 博物館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 博物館の施設又は博物館資料をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 許可を受けずに博物館資料を模写し、又は撮影すること。
- (3) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食すること。
- (4) 許可を受けずに物品を販売すること。

(5) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(6) その他教育委員会が定める行為。

2 前項第(2)号又は第(4)号の許可を受けようとする者は、様式第4号又は様式第5号による許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退去を命ずることができる。

(監 督)

第12条 教育委員会は、博物館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、博物館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

(許可の取消し)

第13条 教育委員会は、利用者が次の各号の一に該当するときは、鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年7月鳥取県条例第29号。以下「条例」という。）第3条の許可又は第11条第1項第(2)号若しくは第(4)号の許可を取り消すことができる。

(1) 条例若しくはこの規則の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) 詐偽その他不正の行為により許可を受けたとき。

(4) 正当な理由がなく使用料を納付しないとき。

(5) その他博物館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(使用料の減免)

第14条 博物館の使用料の減免を受けようとする者は、様式第6号による減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が別に定める場合は、この限りでない。

(委 任)

第15条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会の承認を得て、館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和47年10月1日から施行する。

(以下附則省略)

別表（第6条関係）（昭和48年教委規則8、昭和52年教委規則1・一部改正）

1 事務職員又は技術職員をもって充てる職

館長・次長・課長・課長補佐・主幹・係長・主任・現業主幹

2 事務職員をもって充てる職

主事・博物館司書・現業主事

3 技術職員をもって充てる職

専門学芸員・学芸員・学芸員補・機械技師・電気技師・自動車整備士・運転士

○県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則(抄)

(目 的)

第1条 この規則は、鳥取県立学校（以下「県立学校」という。）の授業料並びに鳥取県営社会体育施

設、鳥取県立博物館、鳥取県立青少年社会教育施設、鳥取県立生涯学習センター及び鳥取県立倉吉体育文化会館（以下「県営社会体育施設等」という。）の使用料の減免に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（授業料等及び使用料の減免）

第2条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の下欄に定める事由に該当する場合とする。

区 分	授業料等又は使用料	減 免 事 由
鳥取県立博物館	入 館 料	1 児童又は生徒及びその引率者が教育過程に基づく教育活動として通常展示を観覧するとき。 2 児童又は生徒が休日等に通常展示を観覧するとき。 3 70歳以上の者が通常展示を観覧するとき。 4 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めるとき。
	展示室等使用料	1 芸術文化団体が芸術又は文化の振興のために行う展示会、講演会、講習会その他の集会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。 2 社会教育団体が社会教育活動として行う講習会、講演会、展示会その他の集会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。 3 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めるとき。

（減免の申請手続等）

第3条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免の申請手続その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は昭和52年4月1日から施行する。

（以下附則省略）